

収入未済繰越調定手続の不備

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項	措置の内容																
住宅まちづくり部 住宅経営室 経営管理課	収入済みとならなかった下記の平成28年度歳入について、繰越処理の 決裁手続を行っていなかった。	検出事項について原因を確認し、所属のチェック体制 を強化する等、再発防止に向け必要な措置を講じられた い。	検出事項の団地内施設使用料に ついては、出納整理期間中に納入さ れず平成28年度未収入金となっ たが、出納閉鎖後の6月6日に納入さ れた。																
	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="501 573 1062 625">歳入名称</th> <th data-bbox="1062 573 1484 625">調定額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="501 625 1062 678">団地内施設使用料（グループホーム等）</td> <td data-bbox="1062 625 1484 678">71,438円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="501 678 1062 730">団地内施設使用料（グループホーム等）</td> <td data-bbox="1062 678 1484 730">68,300円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="501 730 1062 783">団地内施設使用料（グループホーム等）</td> <td data-bbox="1062 730 1484 783">68,300円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="501 783 1062 835">団地内施設使用料（グループホーム等）</td> <td data-bbox="1062 783 1484 835">68,300円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="501 835 1062 888">団地内施設使用料（グループホーム等）</td> <td data-bbox="1062 835 1484 888">68,300円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="501 888 1062 940">団地内施設使用料（グループホーム等）</td> <td data-bbox="1062 888 1484 940">68,300円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="501 940 1062 993">団地内施設使用料（グループホーム等）</td> <td data-bbox="1062 940 1484 993">68,300円</td> </tr> </tbody> </table>	歳入名称	調定額	団地内施設使用料（グループホーム等）	71,438円	団地内施設使用料（グループホーム等）	68,300円	<div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>【大阪府財務規則】 （翌年度への調定繰越し） 第30条 歳入徴収者は、毎会計年度において調定し た金額で、当該年度内に、収入済みとならなかつ たもの（不納欠損として整理したものを除く。）は 翌年度の調定額に繰り越さなければならない。</p> </div>	出納閉鎖後の歳入については、繰 越処理の決裁手続を行った上で、収 入更正を行うべきところを、繰越処 理を失念し、平成29年度歳入として 収入更正のみを行った。										
	歳入名称	調定額																	
	団地内施設使用料（グループホーム等）	71,438円																	
	団地内施設使用料（グループホーム等）	68,300円																	
	団地内施設使用料（グループホーム等）	68,300円																	
	団地内施設使用料（グループホーム等）	68,300円																	
	団地内施設使用料（グループホーム等）	68,300円																	
	団地内施設使用料（グループホーム等）	68,300円																	
団地内施設使用料（グループホーム等）	68,300円																		
	<div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>【大阪府財務規則の運用】 第30条関係 1 毎会計年度において調定した金額で、出納閉鎖 の日までに収納済とならなかったもの（不納欠損 として整理したものを除く。）は、翌年度の調定額 として繰り越さなければならない。なお、前年度 から繰越しをした調定額で、出納閉鎖の日までに 収納済とならなかったもの（不納欠損として整理 したものを除く。）は、再度翌年度の調定額に繰り 越し、その後逡次繰越しをするものとする。</p> <p>2 調定繰越しは、システムにより繰越伺書（様式 第12号の2）を作成することにより行うものとし る。なお、システムにより作成される収入未済繰 越一覧表（様式第12号）は、歳入徴収者が繰越伺 書に添付して保管しなければならない。（ただし書 略）</p> </div>	今回の指摘を踏まえ、平成31年3 月から出納閉鎖の日までの期間に、 未収入金の使用料の有無を複数の 者で常時確認するとともに、未収納 の使用者に対して速やかに使用料 を収めるよう催告を行っていく。 また、収入済みとならなかった使 用料については、確実に繰越処理を 行うよう周知徹底を行った。 今後は、当室の職員を会計研修へ 積極的に参加させることにより、財 務会計事務に関する理解を深め、繰 越処理を伴う業務の実施に当たっ て、大阪府財務規則等関係法令に基 づき、適正な事務執行を行う。																	

監査（検査）実施年月日（委員：平成一年一月一日、事務局：平成30年6月11日から同年7月11日まで）